

# 国立大学法人富山大学旅費規則

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正	平成20年4月1日改正
平成20年8月13日改正	平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正	平成25年4月1日改正
平成26年3月3日改正	平成26年9月16日改正
平成27年4月1日改正	平成28年3月28日改正
平成29年3月29日改正	令和元年10月8日改正
令和元年12月24日改正	令和5年7月25日改正
令和6年3月26日改正	令和7年3月11日改正

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第14条）
  - 第2章 内国旅行の旅費（第15条～第29条）
  - 第3章 外国旅行の旅費（第30条～第43条）
  - 第4章 雑則（第44条～第48条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

- 第1条 この規則は、業務のため旅行する国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（以下「職員等」という。）並びに職員等以外の者に対し支給する旅費に関する基準を定め、業務の円滑な運営と経費の適正な支出を図ることを目的とする。
- 2 本学が職員等及び職員等以外の者に対し支給する旅費に関しては、別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

#### （定義）

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- （1）役員等 [国立大学法人富山大学学則第19条及び第21条の2](#)に規定する者をいう。
  - （2）職員 [国立大学法人富山大学職員就業規則](#)、[国立大学法人富山大学契約職員就業規則](#)、[国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則](#)、[国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則](#)、[国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則](#)、[国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則](#)、[国立大学法人富山大学外国人研究員就業規則](#)並びに[国立大学法人富山大学診療助手](#)、[医員](#)、[大学院医員及び臨床研修医就業規則](#)（以下「就業規則」という。）の適用を受ける職員、契約職員、パートタイム職員、特任再雇用職員、フルタイム再雇用職員、短時間再雇用職員、外国人研究員、診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医をいう。
  - （3）役員外 第1号に規定する役員等以外の者をいう。
  - （4）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び別に定めるその附属の島の存する領域を

いう。以下同じ。)における旅行をいう。

(5) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。

(6) 出張 職員等が本学の業務のため一時その勤務する事業場を離れて旅行し、又は職員等以外の者が本学の業務のため、一時その事業場又は住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。

(7) 赴任 新たに採用された職員等(特別研究員、契約職員、パートタイム職員、特任再雇用職員、フルタイム再雇用職員、短時間再雇用職員、外国人研究員、診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医を除く。以下次号及び第9号において同じ。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から事業場に旅行し、又は配置換、併任若しくは出向(以下「配置換等」という。)を命ぜられた職員等がその配置換等に伴う移転のため、旧事業場から新事業場に旅行することをいう。

(8) 帰住 職員等が退職し、又は死亡した場合において、その職員等若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(9) 扶養親族 内国旅行にあつては職員等の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員等の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員等の配偶者及び子で主として職員等の収入によって生計を維持している者をいう。

(10) 遺族 職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員等の死亡当時職員等と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規則において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、事業場から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

(適用除外)

第3条 前条第1項第6号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、公務外出として取り扱うことができるものとし、公務外出の場合、本規則は適用しない。

(1) 職員等が別に定める業務のため、日帰りの県内旅行で一時その事業場又は住所若しくは居所を離れる場合

(2) 本学が主催する会議、研修会、講習会等の実施のために、会場を借り上げて、職員等が同一の施設に宿泊する場合

(3) 公用車、自家用車あるいは賃貸借契約により借り上げたバスを利用した日帰りの県外旅行で、その事業場又は住所若しくは居所を離れる場合

(4) その他業務の運営上必要な場合

2 公務外出について必要な事項は、別に定める。

(旅費の支給)

第4条 職員等が出張し、又は赴任した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。ただし、赴任に伴い、住所又は居所を移転せずに、住所又は居所から通勤する場合には、旅費を支給しない。

2 職員等、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に

対し、旅費を支給する。

- (1) 職員等が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、解雇又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員等
  - (2) 職員等が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族
  - (3) 職員等が死亡した場合において、当該職員等の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
  - (4) 職員等が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員等
  - (5) 職員等が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員等の遺族
  - (6) 外国在勤の職員等が死亡した場合において、当該職員等の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
  - (7) 外国在勤の職員等の配偶者が、当該職員等の在勤地において死亡し、又は第37条第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員等
- 3 職員等が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、就業規則に規定する懲戒又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 本学の依頼により職員等以外の者が業務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、本学の経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、その出発前に第5条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他自己の責に帰さない事由により概算払（本規則においては、仮払を精算払と明確に区分するため、このようにいう。以下同じ。）を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第2条第1項第7号の規定にかかわらず、学長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が真にやむを得ないと認めた場合に限り、特殊技能等を有する契約職員が赴任した場合には、旅費を支給することができる。

（旅行命令等）

第5条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第6条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行伺に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行伺に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。
- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行伺に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 第4項に規定する旅行伺の記載事項又は記録事項及び様式については、別に定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第6条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃（特別着陸料、航空保険特別料金、燃料特別付加運賃及び国内線旅客施設使用料を含む。以下同じ。）は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 旅行雑費は、出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 13 死亡手当は、第4条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行することができない場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災等やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第4条第2項第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(同一地域滞在中の日当及び宿泊料の減額)

第10条 旅行者が同一地域(第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(居住地又は滞在地からの旅行)

第11条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(日当・宿泊料の定額を異にする場合)

第12条 1日の旅行において日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(職務の変更等があった場合の区分)

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務区分の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後

の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第14条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「収入支出責任者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出をしなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 出張報告書は、単に形式的な内容を記載するのではなく、旅行の事実に基づき具体的な内容を記載しなければならない。

4 収入支出責任者等は、第2項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

5 収入支出責任者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該収入支出責任者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

6 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもって提出することができる。

7 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、収入支出責任者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

8 第1項から第6項までに規定する請求書の様式、記載事項又は記録事項、必要な資料の種類、所定の期間、出張報告書の様式、給与の種類及び電磁的方法は、別に定める。

## 第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 役員等が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運

賃，第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか，座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は，特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で次の各号の一に該当する場合に限り，支給する。

(1) 片道50キロメートル以上の場合

(2) 片道50キロメートル未満のうち特別急行列車又は普通急行列車を利用すれば用務地での前泊又は後泊が不要となるなど経済的な旅行となる場合，又は，特に緊急を要する業務のため特別急行列車を利用して旅行する必要がある場合であって，旅行命令権者が適当と認めた場合

3 第1項第3号に規定する特別車両料金及び第1項第4号に規定する座席指定料金は，特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り，支給する。

4 第1項第3号の規定にかかわらず，学長が特に必要と認める者に，特別車両料金を支給することができる。

(船賃)

第16条 船賃の額は，次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。），寝台料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には，次に規定する運賃

イ 役員等については，上級の運賃

ロ 役員外については，中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には，次に規定する運賃

イ 役員等については，上級の運賃

ロ 役員外については，下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には，その乗船に要する運賃

(4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には，前3号に規定する運賃のほか，現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には，前各号に規定する運賃及び料金のほか，座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において，同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には，当該各号の運賃は，同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は，現に支払った旅客運賃による。ただし，別に定める場合を除き，特別席料金は，支給しない。

2 前項の規定にかかわらず，学長が特に必要と認める者に，特別席料金を支給することができる。

(車賃)

第18条 車賃の額は，1キロメートルにつき20円とする。なお，公共の交通機関を利用する場合は乗車に要する旅客運賃とする。ただし，タクシー若しくはレンタカーを利用する場合又は業務上の必要若しくは天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には，実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第13条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第19条 日当の額は、別表第1の定額による。

- 2 県内の旅行の場合における日当は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、支給しないものとする。
- 3 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、第1項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。
- 4 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他でやむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第22条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額
  - (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
  - (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員等が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
  - 3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額によ

る。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

イ 12歳以上の者については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額

ハ 6歳未満の者については、その移転の際における職員等相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員等相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

(3) 第1号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員等が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(旅行雑費)

第25条 旅行雑費の額は、出張又は赴任に伴う旅行者の高速道路使用料、駐車料及び旅行代金の振り込み手数料並びに旅行代理店の手数料、乗車券等の送料その他旅行の手配に要した経費の実費額による。

(県内旅行の旅費)

第26条 県内における旅行については、次の各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の定額の範囲における日当及び宿泊料

(3) 赴任に伴う旅行の場合には、第1号に規定する旅費のほか、移転料、着後手当及び扶養親族移転料(第27条第1項第3号に該当する場合には、同号に規定する額の移転料)

(同一地域内旅行の旅費)

第27条 同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第15条、第16条又は第18条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (3) 赴任を命ぜられた職員等が、職員等のための宿舍（国立大学法人富山大学宿舍規則に規定する宿舍をいう。）に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第19条第4項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

#### （退職者等の旅費）

第28条 第4条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員等が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員等が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員等が第4条第2項第1号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員等の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費のほか、第42条第1項第3号ロ又は第4号及び第5号並びに第2項の規定に準じて計算した旅費とする。

#### （遺族の旅費）

第29条 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員等が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員等が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員等が第4条第2項第2号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員等の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第9号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 第4条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算し

た居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員等が死亡した日」と読み替えるものとする。

### 第3章 外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第30条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

2 前項本文の場合において、第24条第1項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

（鉄道賃）

第31条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- （1）運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - イ 役員等については、最上級の運賃
  - ロ 役員外については、最上級の直近下位の級の運賃
- （2）運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- （3）運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- （4）役員等が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
- （5）業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

（船賃）

第32条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- （1）運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - イ 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、役員等については最上級の直近下位の級の運賃、役員外については役員等について定める運賃の級の直近下位の級の運賃
  - ロ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、役員等については中級の運賃、役員外については下級の運賃
  - ハ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- （2）運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- （3）業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第33条 航空賃の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）とする。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃  
イ 役員等及び長時間にわたる航空路による旅行として別に定めるもの（以下「特定航空旅行」という。）をする役員外については、最上級の直近下位の級の運賃

ロ 役員外（イに該当する者を除く。）については、イに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員等及び特定航空旅行をする役員外については、上級の運賃

ロ 役員外（イに該当する者を除く。）については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 前項第1号及び同項第2号の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める者については、他の級の運賃によることができる。

3 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第34条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第31条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第19条第3項及び第4項、第20条第2項並びに第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)

第35条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。）を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額（以下この条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

(1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額

(2) 外国在勤の職員等が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその100分の10に相当する額を加算した額

(3) 移転に伴う家財の輸送の通常経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として別に定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前2号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあっては、定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては、定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ別に定める額に相当する額を加算した額

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。

- 3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第37条第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があった日における居住地（当該扶養親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、別に定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。
- 4 第24条第1項第3号及び第2項の規定は、前3項の規定による移転料の額の計算について、第22条第2項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

（着後手当）

第36条 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第2の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第37条 扶養親族移転料は、次の各号に該当する場合に支給する。

- （1）赴任の際旅行命令権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。
  - （2）外国に在勤中旅行命令権者の許可を受け、同一在勤地について1回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。
  - （3）本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。
    - （1）配偶者については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
    - （2）12歳以上の子については、その移転の際における職員等相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
    - （3）12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額
  - 3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と新居住地を新在勤地とみなして第24条第1項第1号の規定に準じて計算した額による。
  - 4 第24条第1項第3号及び第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

（旅行雑費）

第38条 旅行雑費の額は、出張又は赴任に伴う旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、高速道路使用料、駐車料、旅行代金の振り込み手数料、旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料並びに旅行代理店の手数料、乗車券等の送料、海外旅行保険料その他旅行の手配に要した経費の実費額による。

(死亡手当)

第39条 死亡手当の額は、第4条第2項第5号の規定に該当する場合には別表第2の定額により、同項第7号の規定に該当する場合にはその定額の2分の1に相当する額による。ただし、旅行中に死亡した場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、本文の規定による額の10分の8に相当する額による。

2 職員等が第4条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

(1) 職員等が出張中に死亡した場合には、当該職員等の本邦における所属事業場所在地を旧在勤地とみなして第29条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額

(2) 職員等が赴任中に死亡した場合には、当該職員等の本邦における所属事業場所在地を新在勤地とみなして第29条第1項第2号の規定に準じて計算した旅費の額

3 外国在勤の職員等の配偶者が第4条第2項第7号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

(1) 配偶者が第37条第1項第1号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員等が死亡したものとみなして前項第2号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額

(2) 配偶者が第37条第1項第2号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員等が死亡したものとみなして前項第1号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額

4 第29条第3項の規定は、第4条第2項第5号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(在勤地内旅行の旅費)

第40条 在勤地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 旅行が行程8キロメートル以上又は引き続き5時間以上にわたる場合には、別表第2の日当定額の2分の1以内において別に定める基準に従い、学長が定める額の日当

(2) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第2の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

(3) 第41条において準用する第27条第1項第1号又は第2号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第41条 第27条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定は、外国の在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「第15条、第16条又は第18条」とあるのは、「第31条、第32条又は第33条第3項」と読み替えるものとする。

(退職者等の旅費)

第42条 第4条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 外国在勤の職員等がその在勤地において退職等となった場合には、次に規定する旅費

イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

- ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費
    - (イ) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。
    - (ロ) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から旧事業場所在地までの前職務相当の旅費（着後手当を除く。）
  - (2) 職員等が外国の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、かつ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
  - (3) 外国在勤の職員等が本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費
    - イ 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた第19条第1項及び第20条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料
    - ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から旧事業場所在地までの前章の規定による前職務相当の旅費
  - (4) 外国在勤の職員等が外国又は本邦の出張地において退職等となった場合において、出張地から旧在勤地に帰った後当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費
    - イ 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第1号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料
    - ロ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料
  - ハ 退職等を知った日の翌日から1月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰った場合に限り、イ又はロに規定する旅費のほか、次に規定する旅費
    - (イ) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第34条第1項又は第19条第1項及び第20条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については15日分、宿泊料については15夜分を超えることができない。
    - (ロ) 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地まで前職務相当の旅費
  - (ハ) 旧在勤地に到着した日の翌日から2月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧在勤地に到着した日を退職等を知った日とみなして第1号ロの規定に準じて計算した旅費
  - (5) 外国在勤の職員等が第2号又は第3号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費のほか、旧在勤地から旧事業場所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）
- 2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号ロ、第3号ロ又は第4号ハに規定する期間を延長することができる。
- 3 第1項第2号から第4号までの規定に該当する場合を除くほか、職員等が外国旅行の途中において退職等となった場合において第4条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前2項の規定に準じ別に定める。

(遺族の旅費)

第43条 第4条第2項第6号の規定により支給する旅費は、職員等の旧在勤地から旧事業場所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）並びに旧事業場所在地を居住地とみなして第29条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。

第4章 雑則

(証人等の旅費)

第44条 第4条第4項の規定により、職員等以外の者に依頼し、臨時的の講義、講演、調査、研究、鑑定等及び労役のため旅行させた場合又は証人、参考人、通訳等として旅行させた場合に支給する旅費は、第7条に規定する旅費とし、その支給区分は次の場合を除き、役員外に支給する基準によるものとする。

(1) 経営協議会の委員 役員等に支給する旅費

(2) 独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役員又は役員であった者 役員等に支給する旅費

(3) 国会議員又は国会議員であった者 役員等に支給する旅費

(4) 前各号に準ずる者として旅行命令権者が認めた者 役員等に支給する旅費

(旅費の調整)

第45条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規則又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの規則又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(2事業年度にわたる旅費の支給)

第46条 出張の期間が2事業年度にわたる場合の旅費は、原則として2事業年度に区分して支給する。この場合、事業年度経過後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

2 前項の規定にかかわらず、内国旅行については、当該旅行のうち翌年度に係る日数が14日以内の場合に限り、当該2事業年度のうち前事業年度の予算から概算で支給することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、外国旅行については、当該旅行の期間とその旅行開始直前10日間の準備期間を通じた期間が2事業年度にわたる場合の旅費は、当該2事業年度のうち前事業年度の予算から概算で支給することができる。

4 前2項の規定により支給した旅費の精算によって生ずる返納金及び追給金は、その精算を行った日の属する事業年度の収入又は支出とする。

5 赴任旅費の支給については、赴任のための実際の旅行が前事業年度中に行われる場合であっても、採用発令日の属する事業年度の予算によるものとする。

(旅費の特例)

第47条 旅行命令権者は、職員等について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規則の定めによる旅費の支給ができな  
いとき、又はこの規則により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定によ  
る旅費又は費用に満たないときは、当該職員等に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相  
当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(実施規定)

第48条 この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして学長が定める地域である  
場合における外国旅行の日当、宿泊料及び食卓料に係る別表第2の定額は、当分の間、同表に定  
める額（日当及び宿泊料については、同表の甲地方について定める額とする。）の10分の8に相  
当する額とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、採用発令日が平成19年度となる赴任のた  
めの旅行が、平成18年度に行われる場合については、この規則の施行日にかかわらず、第45条第5  
項の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年8月13日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年3月14日より適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 2 項の規定については令和 6 年 3 月 16 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 内国旅行の旅費（第19条—第23条，第26条，第27条関係）

1. 日当，宿泊料及び食卓料

区 分	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）	食卓料 （1夜につき）
役員等	2,600円	14,800円	2,600円
役員外	2,200円	13,100円	2,200円

2. 移転料

区 分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上 100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上 300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上 500キロメートル未満
役員等	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円
役員外	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円

鉄道500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以 上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考

路程の計算については，水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費（第34条—第36条，第39条，第40条）

1. 日当，宿泊料及び食卓料

区分	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
役員等	7,200円	5,000円	25,700円	17,200円	6,700円
役員外	6,200円	4,200円	22,500円	15,100円	5,800円

備考

1 表中の甲地方，乙地方とは，次の各号に規定する地域とする。

(1) 甲地方

シンガポール，モスクワ，アビジャンの各都市と北米地域，欧州地域，中近東地域として下記に定める地域でアゼルバイジャン，アルバニア，アルメニア，ウクライナ，ウズベキスタン，エストニア，カザフスタン，キルギス，ジョージア，クロアチア，コソボ，スロバキア，スロベニア，セルビア，タジキスタン，チェコ，トルクメニスタン，ハンガリー，ブルガリア，ベラルーシ，ポーランド，ボスニア・ヘルツェゴビナ，マケドニア旧ユーゴスラビア共和国，モルドバ，モンテネグロ，ラトビア，リトアニア，ルーマニア及びロシアを除いた地域。

各地域は以下のとおりとする。

北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）グリーンランド，ハワイ諸島，

バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン，アルメニア，ウクライナ，ウズベキスタン，カザフスタン，キルギス，ジョージア，タジキスタン，トルクメニスタン，ベラルーシ，モルドバ及びロシアを含み，トルコを除く。）アイスランド，アイルランド，英国，マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島，マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

中近東地域 アラビア半島，アフガニスタン，イスラエル，イラク，イラン，クウェート，ヨルダン，シリア，トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺島しょ

(2) 乙地方 甲地方を除いた地域（本邦を除く。）

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は，乙地方につき定める定額とする。

## 2. 移転料

区分	鉄道100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上 500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	鉄道1,000 キロメートル以上 1,500キロメートル未満	鉄道1,500 キロメートル以上 2,000キロメートル未満
役員等	141,000円	188,000円	269,000円	338,000円	425,000円
役員外	116,000円	154,000円	220,000円	276,000円	348,000円

鉄道2,000キロメートル 以上 5,000キロメートル未満	鉄道5,000キロメートル 以上 1万キロメートル未満	鉄道1万キロメートル 以上 1万5,000キロメートル未満	鉄道1万5,000 キロメートル以上 2万キロメートル未満	鉄道2万キロメートル 以上
521,000円	575,000円	628,000円	680,000円	734,000円
428,000円	471,000円	514,000円	556,000円	601,000円

### 備考

路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

## 3. 死亡手当

区分	死亡手当
役員等	520,000円
役員外	460,000円